

# 漁業権遊漁規則

令和6年1月

桑員河川漁業協同組合

桑 員 河 川 漁 業 協 同 組 合 三 重 内 共 第 1 号  
第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

(目 的)

第1条 この規則は桑員河川漁業協同組合が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、あまご、おいかわ、こい、ふなをいう、以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者はあらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は竿釣り、投網、火ぶり、たも網、さし網、はね網、ひっかけによる遊漁は口頭又はオンラインシステムとするものとする。
3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合または第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

(禁漁区域)

第3条 この組合が独立行政法人水資源機構三重用水管理所長と「三重用水管理施設における漁業に関する覚書」を締結した趣旨に基づき別紙第1図に表示する区域は、禁漁区域とし、当該区域内における一切の遊漁を禁止するものとする。

(漁業漁法、区域の制限)

第4条 次の表で左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網 目 1 c m以上のもの。但し、6月1日より7月31日まで は2 c m以上のもの

さし網	全長 15m以内、巾2m以内、網目2cm以上、但し、7月1日より12月31日までは網目1cm以上のもの（網をつなぐことは禁止）
たも網	口径 2m以内、網目1cm以上、但し、6月1日より7月31日までは2cm以上のもの

2. 左欄に示す区域においては右欄の期間中は竿釣り以外の漁具、漁法を使用して遊漁してはならない。

区 域	期 間
青川 青川キャンプパーク敷地始点から終点。 麻生田橋から三笠橋まで。 六石深所（通称あか川と本流の合流地点100m）。 三笠橋第1頭首工堰堤の禁漁区より上流20m、下流30mまで。 大社橋上流第2頭首工堰堤の禁漁区より上流20m、下流30mまで。 星川第3頭首工堰堤の禁漁区より上流20m、下流30mまで。 近畿日本鉄道鉄橋より上流蓮花寺川合流地点まで。	4月1日より9月30日まで 4月1日より8月15日まで 6月1日より7月31日まで 5月1日より7月31日まで 5月1日より7月31日まで 5月1日より7月31日まで 4月1日より8月15日まで

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる漁業を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

漁 種	期	間
あ ゆ	6月1日から	12月31日まで
にじます	3月1日から	12月31日まで
あまご	3月1日から	9月30日まで
おいかわ	1月1日から	12月31日まで
こ い	1月1日から	12月31日まで
ふ な	1月1日から	12月31日まで

2. つぎの下表のア欄に示す魚種についてイ欄の漁具漁法で採捕する場合はウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
あゆ	投 網	6月1日から12月31日まで
	はね網、火ぶり	8月1日から12月31日まで
	さし網	7月1日から12月31日まで
にじます	投 網	6月1日から12月31日まで
	はね網、火ぶり	8月1日から12月31日まで
	さし網	7月1日から12月31日まで
あまご	投 網	8月1日から 9月30日まで
	はね網、火ぶり	8月1日から 9月30日まで
	さし網	7月1日から 9月30日まで

(禁止区域)

- 第6条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中は入漁してはならない。  
但し、第4条2項についてはこの限りではない。

ア 区 域	イ 期 間
国道町屋橋から上流近鉄名古屋線鉄橋まで 町屋用水堰堤上流20m 同 下流30m 六石深所(通称あか川と本流の合流点より100m) 阿下喜前川橋下流堰堤、麻生田橋下流堰堤、六把野用水頭首工堰堤、三笠橋第1頭首工堰堤、大社橋第2頭首工堰堤及び星川第3頭首工堰堤は各堰堤上流20m下流30mの区域	10月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から 7月31日まで 1月1日から12月31日まで

(全長制限)

- 第7条 次の表の左欄に掲げる魚種についてはそれぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こ い	1 5 c m以下
あ ま ご	1 2 c m以下
にじます	1 5 c m以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁 具・漁 法	日 券	年 券	現場 (当日券)
おいかわ ふな、こい	竿 釣	2, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
あゆ にじます	投網、火ぶり たも網、さし網	4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
あまご	はね網、ひっかけ			

ただし、遊漁者が小学生以下及び身体障害者A級の者は遊漁料を免除する。

2. 遊漁料は、次に掲げる場所又はオンライン販売によるオンライン決済において納付する。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 桑員河川漁業協同組合事務所 (員弁郡東員町中上3279-2)

(2) ホームページ掲載委託販売店 ([http://www.intsurf.ne.jp/~ka\\_soin/new5.html](http://www.intsurf.ne.jp/~ka_soin/new5.html))

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証(以下「承認証」という。)及び腕章又は腕章に変わるべき章を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証及び腕章又は腕章に変わるべき章を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となるような行為をしてはならない。
4. 遊漁者は川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し且つ漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

(違反に対する措置)

第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

遊 漁 承 認 証

表

No. 住 所  氏 名  年 令  発行月日  令和 年 月 日  遊 漁 料  ¥	No.  <p style="text-align: center;">遊 漁 承 認 証</p> <p style="text-align: center;">下記の通り遊漁を承認します。</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">遊 漁 者</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="8" style="text-align: right;">殿</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 令</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 承認期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 遊漁料 ¥  桑員河川漁業協同組合	遊 漁 者	住 所									氏 名	殿								年 令								
遊 漁 者	住 所																												
	氏 名		殿																										
	年 令																												

遊 漁 承 認 証

裏

遊漁規則抜すい及び注意事項		
1. 本証は、記名者以外の使用を禁ず。  2. 遊漁の際は必ず本証及び腕章又は腕章に変わるべき章を携帯のこと。  3. 発行者の認印及び住所、氏名、年令記入無きものは無効とす。  4. 次に掲げる水産動物は下欄に規定する期間は採捕してはならない。		
鮎	1月1日から	5月31日まで
にじます	1月1日から	2月末日まで
あまご	10月1日から	翌年2月末日まで

## 漁業監視員証

## 漁業監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名 (年 令)

住所

有効期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

発行者

桑員河川漁業協同組合

## 漁業監視員証

## 注意事項

1. 本証は他人に貸与しないこと。
2. 漁場監視の際は必ず本証を携行すること。